

令和7年3月 新規学校卒業者の初任給情報

この資料は、都内ハローワークに届出のあった新規学卒者の「雇用保険被保険者資格取得届」を基に、被保険者となった年月日が令和7年3月1日から4月30日までの間の者のうち、新規学卒者であって雇用形態が常用の者を対象とし、採用時賃金を集計したものである。（算術平均値 小数点第2位で四捨五入）

[対象者数 中学43人 高校10,516人 短大15,644人 大学93,423人]

(単位：千円)

学 歴		中 学	高 校	短 大	大 学
産業・職業・規模別		134	217	231	259
産 業 別	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	-	※ 215	※ 215	226
	鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	-	※ 205	※ 220	273
	建 設 業	※ 234	229	247	274
	製 造 業	118	214	229	254
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 業 ・ 水 道 業	-	205	225	250
	情 報 通 信 業	-	224	234	262
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	※ 212	217	237	247
	卸 売 業 ・ 小 売 業	-	212	226	257
	金 融 業 ・ 保 険 業	-	213	233	269
	不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	-	219	243	268
	学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	-	212	229	263
	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	-	221	233	250
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	-	217	226	248
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	-	213	230	251
	医 療 ・ 福 祉	-	225	237	255
	複 合 サ ー ビ ス 業	-	204	209	232
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ ま い も の)	-	213	228	250
	公 務 ・ そ の 他	-	215	240	267
	職 業 別	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	-	215	233
管 理 的 職 業		-	215	233	261
事 務 的 職 業		118	215	230	262
販 売 の 職 業		※ 212	216	230	256
サ ー ビ ス の 職 業		-	219	229	257
保 安 の 職 業		-	222	236	248
農 林 漁 業 の 職 業		-	※ 204	※ 234	249
運 輸 ・ 通 信 の 職 業		-	221	231	239
生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業		※ 234	218	232	254
規 模 別	2 9 人 以 下	※ 234	225	227	248
	3 0 ～ 9 9 人	-	220	232	255
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	-	215	234	257
	3 0 0 人 以 上	120	217	230	261

- ・ 学歴による分類は、15歳を中学、18歳を高校、20歳を短大、22歳を大学卒業とする。
- ・ 賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当及び現物支給は含まれるが、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与は含まない。また、税込みの金額である。
- ・ 賃金欄の「※」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを表す。
- ・ 中学卒の集計には最低賃金法第7条の3に該当する企業内訓練校の者を含む。